

Title	ペラン マンス考
Sub Title	Ch.-E. Perrin, 'Le manse dans la région parisienne, au début du IXe siècle.' Annales d'histoire sociale, 1945, II
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.5 (1964. 5) ,p.427(65)- 431(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19640501-0065
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (3) Heady, E.O., "Production Function from a Random Sample of Farms", Jour. Farm Econ. Vol. 38, Nov., 1946. pp. 989-1004.
- (4) Heady, E.O. and Toit, S.D., "Marginal Resource Productivity for Agriculture in Selected Areas of South Africa and the United States," The Journal of Political Economy, Vol. 62, No. 6, Dec., 1954.
- (5) Heady, E.O. and Shaw, R., "Resource Returns and Productivity Coefficients in Selected Farming Area," Jour. Farm Econ., Vol. 36, No. 2, May, 1954.
- (6) Heady, E.O. and Dillon, J.L., "Agricultural Production Function," Iowa States University Press, 1961.
- (7) Johnson, G., "Contribution of Price Policy to the Income and Resource Problems in Agriculture," Jour. Farm Econ. Vol. 29, Nov., 1944, pp. 631-653.
- (8) Heady, E.O., "Economics of Agricultural Production and Resource Use," 1952.
- (9) Cheney, H.B., "Engineering Production Functions," Q.J.E. Vol. 63, No. 1, 1949.
- (10) Jones, J.O., "The Productivity of Major Factors in British Farming," The Farm Economist, Vol. 8, No. 4-5, 1955-56. (三沢嶺郎編訳「イギリス農業の生産性」『のびゆく農業』二五号、昭和三十一年。)
- (11) Helm, L., "Aufwand-Ertrags Beziehungen in der Milchwirtschaft." Bericht über Landwirtschaft, Band 32, Heft 1, 1954.
- (12) 沢田収二郎「北國正伸「農業機械化の経済効果に関する若干の計測」『農業経済研究』二八巻二号、pp. 65-77.
- (13) 沢田収二郎「農業機械化の雇用への影響」『農村人口問題研究第四集』昭和三十一年。
- (14) 鳥居泰彦「我が国農業における生産函数の計測」『三田学会雑誌』昭和三十一年、四月号。

書 評

ペラシ 『マンズ考』

渡 辺 國 廣

るためマンズはいかなる内容を与えられることになったか。そうした発想から最近ではマンズを扱う論作が目立つ。封建支配の研究において下部組織そのものを具体的問題とする立場で、本稿もその一つであった。

【序】マンズという語にしばしば出会わす。耕作者が封建支配の下で自立の生活を続けている場合、一言でこれがマンズであった。マンズの所有者は同時にその耕作者で、これにより彼は領主のための諸負担に応じなければならなかった。その限り彼は封建社会の内部において身分上の保証を得た。マンズは封建支配の基礎を形成していた。しかしマンズについてはいまだによく知られていない点が多い。むしろ曖昧なことばかりである。本稿はその説明に必要な素材を提供しようとするものであった。直接の対象はパリに近い四つの村、エピネ、パレン、ティエ、ベルリエールの諸村である。これらはすべてサン・ゲルマン・デ・プレ修道院に属した。九世紀早々に修

【マンズの形成】中世を通じて土地は領主の支配を受けた。土地はかかるものとして二つの部分からなった。一は彼自身の管理する財産で、マンズ・インドミニカトゥスと呼ばれた。直営地である。二は領主が他に耕作を委託した土地であった。この部分では村で生活する者間で分割された。ただし家族の最低生活維持に必要な規模を限度とした。従って地方によりその規模は違う。驚くほど不整一であった。いわゆる持分地の形成である。これがマンズであった。領主権力が滲透する過程で村の生活者はマンズの所有者に再編され、彼はここに農民として封建支配を末端において支えることになった。パリの周辺でマンズは七世紀から散見され、九世紀にはいり本格的な普及を見た。かかる事態は実に直営地をマンズとして解放することのなかで起った。従来は領主財産で直営地が大きな部分を占めていた。従ってこれは支配体制の大幅な転換を意味したのであった。

院長のイルミノンは領内の土地台帳を作成、十九世紀にはこれを基礎に二つの史料集が刊行された。本稿ではこの史料集が直接の手がかりである。マンズとは何か。これはそのための絶好な解答書となっている。以下においては紹介をかね、マンズをめぐる問題点若干を指摘してみたい。マンズは封建負担を受止める場であった。かか

マンズは耕地のほか、住居、仕事場、菜園を含んだ。しばしば草地、葡萄島が付属する。しかし小規模であった。またマンズには領内の土地についての利用権が付随した。マンズに二種あった。一はその耕作者が自由の出自の場合、他は奴隷の出身者の場合である。一般に前者に多く出会わす。マンズに及ぶ負担は違う。しかし同種

のマンズで同一の負担が原則であった。顕著な相違点は後者において腕の奉仕が強制されたことにある。この種の負担は一週三日にわたり、かなり苦痛に感じられていた。ただしその他の点では前者よりも軽微におさえられ、負担の均衡がはかられていた。自由のマンズの場合、軍事義務に特徴があった。マンズが耕作者に生活を保証するという時、こうした犠牲をすべて皆済した上でのことである。マンズは領主の財政的目的に利用されていたのであった。実際に家族の生活のため投入される部分、領主のための負担に振り向けられる部分、マンズはこれら二つの部分を耕作者にもたらす規模の財産でなければならぬ。かかるため必要な規模は通例この段階で一〇ヘクタールから一二ヘクタールといわれた。解放奴隷のマンズの場合、それをわずかに下廻った。一般にマンズは同一の負担に対するという点で同一規模を持つことになったのであった。サン・ゲルマン・デ・プレ修院の所領でいえば、自由の出自のマンズの場合、その平均規模は一ヘクタール、しばしば一三ヘクタールともいわれた。奴隷の出身者のマンズの場合は七ヘクタールであった。従ってやや下廻ることは明白である。しかし解放奴隷のマンズはパリの周辺でかなりまれな例に属した。ティエ村では自由のマンズが六三、これに対し解放奴隷の持つマンズ一四。しかしこれは例外的な場合であった。ベルリエール村では自由八一、これに対し奴隷が二である。九世紀にはいれば、奴隷の出自の者が自由の出自の者のマンズの経営に従う場合もあった。またその逆の場合も起り得た。しばしばである。今や耕作者の身分がそのままマンズの格づけとなるという

う事態は解消してしまつた。マンズは九世紀に本格的な普及を示す。しかしその時すでにマンズ制度に重大な混乱が起つていたのであった。この段階で解放奴隷が持つマンズは依然として例外に属した。彼は家内奴隷の出である。領主財産のなかで直営地が大きな割合を占めていたのであった。従ってマンズは夫役の給源にはかならない。早くも領主財産の解体が起りつつあった。しかし古典型が根強く存続する。本稿はパリ周辺についてこの点を強調するのである。

当初領主の財産で直営地が大きな部分を占めていた。四分の一から二分の一という。これに対しマンズの全体が占める割合はかなり小さかった。直営地が広大な部分を占めていた段階でマンズ所有者が果すべき義務のうち最大のもは直営地での夫役であった。週に三日かそれ以上が要求された。夫役は直営地の耕作に必要な労働力の根幹を形成していた。従ってこの段階でマンズはもっぱら直営地の耕作のための労働給源とみなされるほかない。パリ周辺ではこの体制が根強く続いたのであった。しかし一方でマンズは解体し、もはや生活の場として完全な意味を持たなくなった。マンズの分解は夫役の調達を不可能にした。こうした状況の下で従来の体制を続けようと思えば、マンズを造出する以外にない。このため開墾が進められた。またマンズの外側に放置されていた地片をもつてマンズを造出するという努力が続けられた。これら小片をホーティセと呼んだ。結局のところ直営地の耕作に必要な夫役の給源にたるだけのマンズを造出することができなかった。直営地の維持は重大な危機に直面

した。こうしたなかで領主は直営地すらマンズとして放出することをよぎなくされた。新しいマンズの出現である。ここにマンズ制度を複雑にした第一の原因があった。領主は家内奴隷を解放し、そこに耕作者として嵌込んだ。九世紀にマンズが本格的な普及を示したという時、実にかかる事態の反映であった。領主が直営地を解体し、その瞬間にもはやマンズ所有者は夫役を要求されない。事実夫役は一年を通じ四日ないし五日に減少した。最大の場合で年間十日であった。夫役の激減は明白である。領主は直営地を解体し、決してこれを拡大しようとしなかった。領主は開墾を進めた。しかしそれを直営地に組込もうとしない。むしろ逆にマンズとして放出した。問題は農村をできるだけ多くの家族の生活の場として再編することにあつた。そして領主はこれらマンズの所有者にサンズの収奪者として対した。サンズには複雑な封建的負担が付随する。かつて領主は夫役の徴収者としてマンズに望んだ。彼は直営地を経営する企業主であり、かかるものとしてマンズに對したのであった。体制転換である。しかしパリ周辺でその展開はおくれた。この点はずでに述べたところであった。

【マンズの崩壊】 耕作者の一家族が一つのマンズを経営した。これが原則である。しばしば一つのマンズに大家族が生活していた。通例は二家族、しばしば三家族といわれた。マンズ制度は混乱を深めていった。今やマンズで原型を保持する場合はまれになった。エビネ村ではマンズの三分の二が一つの家族という原則を残していた。またパレン村について、半数が一家族であった。しかしこれは

例外的な場合である。原則は急速に後退していった。一つの家族が一つのマンズを生活の本格的な場とするのは多くみられなくなつて来ている。マンズで半数は二つの家族のための共同の生活の場であった。後にはマンズの三分の一において三家族ということになつていった。マンズは限度以上の人口をかかえるにいたつたのである。マンズはもはや生活の本格的な場として不完全なものであつた。一家族にマンズの原則は崩壊し、ここにマンズを持つことの意味は減退していった。かくてマンズを手放す者が続出した。こうしたなかでマンズをいくつか集積する者が現われるにいたつた。しばしばマンズに付属する土地全部を手放し、住居のみ残す者も出た。しかしこれはまれな場合である。マンズの土地の一部を手放す人々がより一般的であつた。かかる事実が九世紀の後半にかなりみられた。こうした過程を通じ持分が四分の一マンズ、二分の一マンズという如き場合も起つた。また自分の本来のマンズのほか、二分の一マンズを持つ者も現われた。マンズの所有者の間で不平等が増大していったのであった。今やマンズは家族経営の単位というその本来の意義を喪失することになったのである。しかし単にそれだけがマンズ所有者の間に不平等を拡大する原因ではない。開墾もまたマンズ所有の不平等を促進した。しかしパリ周辺において開墾による影響は少なかった。開墾でマンズ所有に不平等が拡大したとはいえない。もっぱらマンズ移転のなかに所有の不平等が醸成されたのであつた。本稿ではかくみた。マンズは徴税単位である。しかし耕作者に独立の生活を保証した限りマンズは徴税単位として安全に機能し

得たのであった。マンズの分解のなかでその可能性は減じた。かくて領主財政は危険に迫られることになった。当然ここに領主はマンズの移譲を禁止するという強い態度に出た。八六四年のことであった。しかし現実にマンズの解体は続いた。二分の一マンズを持つという場合にもっとも多く出会わず。ここで二分の一という場合、言葉の厳密な意味のそれではなく、むしろ二分の一を下廻っている。四分の一、四分の三という場合も同様である。これらマンズの所有者に領主はいかに対したか。二分の一マンズでは負担を半分に減じた。ベルリエール村の場合、厳密に半減した。従って負担は重くついた。またマンズを集積した者に対してはどうか。一般にその場合、領主は負担を大幅に軽減することを納得させられてしまった。負担は集積の規模に比例しない。多くのマンズが少数者の手に集中し、その過程で領主支配の弱体化は避けられなかったのであった。マンズの解体により領主は体制変更を迫られるにいたった。直営地のマンズ化である。これは家内奴隷の解放に通じた。しかしパリの周辺でかかる過程が急速に展開したとはいえない。直営地は領主財産のなかで大きな意味を持ち続けていたのであった。本稿ではこの点を強調する。

耕作者はもともと同時にその土地の所有者であった。しかし彼は土地に対する自己の権利を維持するため国家の保護を必要とした。国家が解体して後は領主がその責に任じた。この保護に報いるべく彼は領主に對し何らかの負担に應じなければならなかった。最初は夫役をもつてした。しかし後にはサンス負担者として對した。にもか

かわらず彼は自分の土地で自立を誇っていた。土地を所有することが彼にとっては生活の保証であった。マンズである。一定の内容を持つた財産であった。夫役の提供といひサンスの負担といひ、すべてマンズに対する権利を確実にするための手段にはかならない。しかしかかる体制は崩壊をよぎなくされた。崩壊は他所者による土地の収奪という形で起った。十六世紀以降この過程の進行が目立つ。都市で裁判職にある者が他所者の中核を形成していた。土地が彼の手に移った時、単に自己の高い出自を示すための手段ではない。同時にそれは彼にとり盛んな収益をもたらす場であればならなかった。彼は変動の多い経済のなかで俸給に依存する生活がいかに危険であったかに気づき、土地からの収入で生活の安泰を期そうとしたのであった。彼は都市の生活者として土地で貨幣を求めた。しかし直接経営はできない。彼の関心は依然として役職であった。従って土地についてその監督のため多大の労を投入することには我慢できない。当時フランスでは土地の管理に必要な人材を見出すことが困難であり、直接経営は不可能視されていた。他に土地を必要とする者が数多くいたことなかで土地は急速に小作関係に組込まれていった。所有と経営の決定的な分離である。ブルジョワジはマンズ制度の混乱のなかでよくこのことを達成できた。しかし彼が土地に向った時、貨幣に対する必要がどれほど高かったことか。従って小作地で貨幣の収取を能率的にすることは重要であった。しかし収取を持続化することはもっと望まれた。このため小作地は賃借者の本格的な生活の場として構築されることになった。賃賃料を召上げた

あとで耕作者の自立をその土地によって保証しようというのである。土地を小作関係に組込み、そのことで貨幣を安全かつ確実に収取するという目的はここに達成された。かかる小作地をフェルムと呼んだ。小作関係、これも支配関係にはかならない。その下で耕作者に自立の生活が保証される。従ってフェルムはマンズに通じた。マンズの解体は明白である。今やブルジョワジはそれをフェルムとして再生することになったのであった。領主は経済的基盤を喪失した。ブルジョワジはこの機に乗じ一気にその地位を奪った。フェルム所有者としての立場を強化するためにもこれは必要であった。新領主制の形成である。

【結】 マンズの分裂が起り、その間に耕作者の一部はマンズの集積を続けた。この過程で彼は領主負担を軽減することに成功した。領主財政の危機であり、それがまた領主支配の変容する契機ともなった。本稿ではこの時期を九世紀早々に求める。マンズの本格的普及のなかに領主がその支配を確立し、その時早くも崩壊の過程が始まっていたというのであった。この原因を本稿では人口圧にみる。その点ブロック説と違う。マンズ所有にみられる不平等をブロックは有力な家族の存在から説明しようとした。傑出した家族があり、そうしたなかで所有の不平等は最初から避けられなかったというのである。しかし本稿では独立自営の耕作者が想定されたのであった。人口圧、いってみればそれは繁栄の所産にはかならない。今や不平等は経済発展の避けられない帰結であった。繁栄のなかに貧困が準備される。独立の生活に必要なマンズを持たない人々の発生、

それが領主収入の減退を導くことは明白であった。問題はこれらの人々をマンズ所有者に引戻すことである。事実そのための努力が続く。しかし効果はうすかった。領主制は危機に見舞われ、急速な体質改善を迫られることになったのであった。しかしパリ周辺でこの過程が円滑に進行したとは思えない。本稿ではそう結論し、教会領における古典型の根強い存続を強調するのであった。依然マンズは夫役の給源として古典型存続のための基礎を構成することになった。今日フランスは家族農場の存在をもって特徴とする。その維持存続が政治の目標とさえ考えられるほどであった。所有財産を一家族で耕作するのである。もとよりそれは歴史に深く根を下した伝統であった。しかし時代の推移のなかでそれは形を変えて現われた。マンズはいわば原初形態である。新領主制の下ではフェルムの形をとった。後進地域でそれはメテリとして現象した。革命は割地農民の創出のなかにかかる理想の具体化をめざした。大革命を農民革命という理由である。フランス農政はマンズに始まり、その伝統の維持ということに軸を展開して来たといっても過言ではなかったのであった。原題は Ch.-E. Perrin, 'Le manse dans la région parisienne, au début du IX<sup>e</sup> siècle,' Annales d'histoire sociale, 1945, II, p. 39-52. に所収。